

3 治療プログラム

1) 多職種チームによる個別の治療計画の策定と実施

指定通院医療機関内の多職種チームにより、対象者毎に個別の治療計画を作成し、各職種が連携を図りながら医療を提供する。(既述)

- 全ての対象者に個別の治療計画を作成する。
- 基本的に、対象者の同意を得た治療計画を作成する。
- 治療計画の最終責任は指定通院医療機関の管理者が負う。
- 個別の治療内容については、医師が責任を負う。
- リスクアセスメントとマネジメントを重視する。
- 標準化された様式に沿って作成する。
- 多職種チームによる継続的な評価結果を踏まえ、適宜見直しを行う。
- その他

3 治療プログラム

2) 精神疾患に係る薬物療法

精神疾患に係る薬物療法については、以下を基準とする。

○各疾患のアルゴリズム（治療指針）に沿って多剤を避け、同種同効の薬剤は単剤を基本とする。

（薬剤の使用方法については、「統合失調症治療ガイドライン（監修；精神医学講座担当者会議）」などを参考にする。）